

「ヒートポンプ給湯器割引」ご契約にあたって〔重要事項説明書〕

本書に記載のない事項については、当社が別に定める「低圧電気標準約款」、「低圧電気供給実施要綱」（以下「約款等」といいます。）によります。各種約款は、当社ホームページ（<https://www.tohoku-epco.co.jp/>）でご確認いただけます。

1. 小売電気事業者の名称および登録番号

名称：東北電力株式会社
本社住所：宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号

代表者名：代表取締役社長 社長執行役員 石山 一弘
登録番号：A0268

2. ヒートポンプ給湯機割引のお申込み方法および適用条件

需要場所、契約名義等を明らかにして当社所定の様式によりインターネット等でお申込みいただけます。
当社は、ヒートポンプ給湯機割引の適用を希望されるお客さまが、次に定める適用条件のいずれにも該当され、当社との協議が整った場合にヒートポンプ給湯機割引を適用いたします。

適用条件	<ul style="list-style-type: none">・低圧電気供給実施要綱の「よりそう+スマートタイム」で契約中の需要場所であること。・過去にヒートポンプ給湯機割引の適用を受けていない需要場所であること（ヒートポンプ給湯機割引の適用は1需要場所につき1回限り）。・ヒートポンプ給湯機割引の適用期間において、継続して電気をご使用されるお客さまであること。・ヒートポンプ給湯機を2026年4月1日以降に設置され、ヒートポンプ給湯機・電気温水器からの買替ではないこと。・ヒートポンプ給湯機はエコキュートの他、ネオキュート、おひさまエコキュートも対象とする。・ヒートポンプ給湯機の機器保証書の写しを提出いただくこと。
------	---

3. 「ヒートポンプ給湯機割引」による電気料金の割引

（1）適用開始日

「よりそう+スマートタイムの需給開始日」または「ヒートポンプ給湯機割引の契約の成立日」のうち、いずれか遅い日といたします。

（2）料金の適用期間

料金の適用期間は、適用開始日以降最初の検針日から24月目の検針日の前日までといたします。

（3）割引額

適用期間における料金は、よりそう+スマートタイムで算定された金額（以下、「割引前料金」といいます。）から、割引額を差し引いたものといたします。

割引額は、1月につき次のとおりといたします。ただし、割引額が当月の割引前料金を上回る場合は、割引額は、当月の割引前料金にとどめます。

割引額（消費税等相当額を含む）

1,000円00銭

4. 需給契約の廃止または契約種別の変更

割引適用後に需給契約が廃止または契約種別が変更された場合は、当該月分の割引額を低圧電気標準約款22（日割計算）に基づき日割計算をしてえた金額を割引額といたします。

5. 契約の消滅

お客さまが次のいずれかに該当する場合は、その日にヒートポンプ給湯機割引の契約が消滅するものといたします。

- （1）お客さまが、ヒートポンプ給湯機割引の適用条件に該当しなくなった場合
- （2）料金の適用期間が満了した場合

6. その他

- （1）ヒートポンプ給湯機を取付けもしくは取替えまたは取外される場合は、当社に申し出ていただけます。
- （2）当社への申出なくヒートポンプ給湯機を取外されていることが明らかになった場合は、当社は、既に適用した割引額と同額を精算いたします。この場合、精算額は、原則として、ヒートポンプ給湯機を取外されていることが明らかになった日の直後に支払義務が発生する料金とあわせて申し受けます。
- （3）申込のキャンセルを希望される場合は、適用開始日以降最初の検針日の前までに当社に申し出ていただけます。

7. お問い合わせ先

お問い合わせ方法	お問い合わせ先
電話	東北電力カスタマーセンター：0570-550-220 【受付時間】月～金（休祝日・年末年始を除く）午前9時から午後5時まで
インターネット	東北電力ホームページ（URL） https://www.tohoku-epco.co.jp/ 会員制Web サービス「よりそうeねっと」（URL） https://www3.zf1.tohoku-epco.co.jp/